

## 当院における施設基準等に係る掲示

### 1. コンタクトレンズ検査料 1 (200 点)

当院では、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準を満たしているため、届出の上、コンタクトレンズ検査料 1 (200 点) を算定しております。

初診の患者様の場合は初診料の 291 点が、再診の患者様の場合は再診料の 76 点が前述の検査料に加算されます。なお、コンタクトレンズ装用のための受診であっても、疾患・診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

当院でコンタクトレンズ診療を行っている医師

田野 良太郎 (眼科診療経験 28 年 ※令和 8 年 5 月 1 日時点)

### 2. 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1 (8 点)

当院では、「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1」の施設基準を満たしているため、届出の上、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1 (8 点) を算定しております。

厚生労働省の方針に従い、後発医薬品の使用を積極的に行っています。後発医薬品の採用にあたっては、品質・安全性の情報を収集・評価し、副作用の少ない有効かつ安全な製品を採用しています。医薬品の供給が不足した場合は、治療計画等を見直し適切に対応いたします。また、昨今の医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。その際には十分な説明を行います。

### 3. 当院における電子的診療情報連携体制整備加算(4 点)

当院では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。そのため、正確な情報を取得するにあたり、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

また診療報酬改定に伴う『電子的診療情報連携体制整備加算』について令和 8 年 6 月 1 日より電子的診療情報連携体制整備加算を月に 1 回に限り(初診・再診ともに 4 点)算定します。

### 4. 外来・在宅物価対応料(2 点)

昨今の物価高騰に対応するため、当院では規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を初診・再診ともに 2 点算定しております。